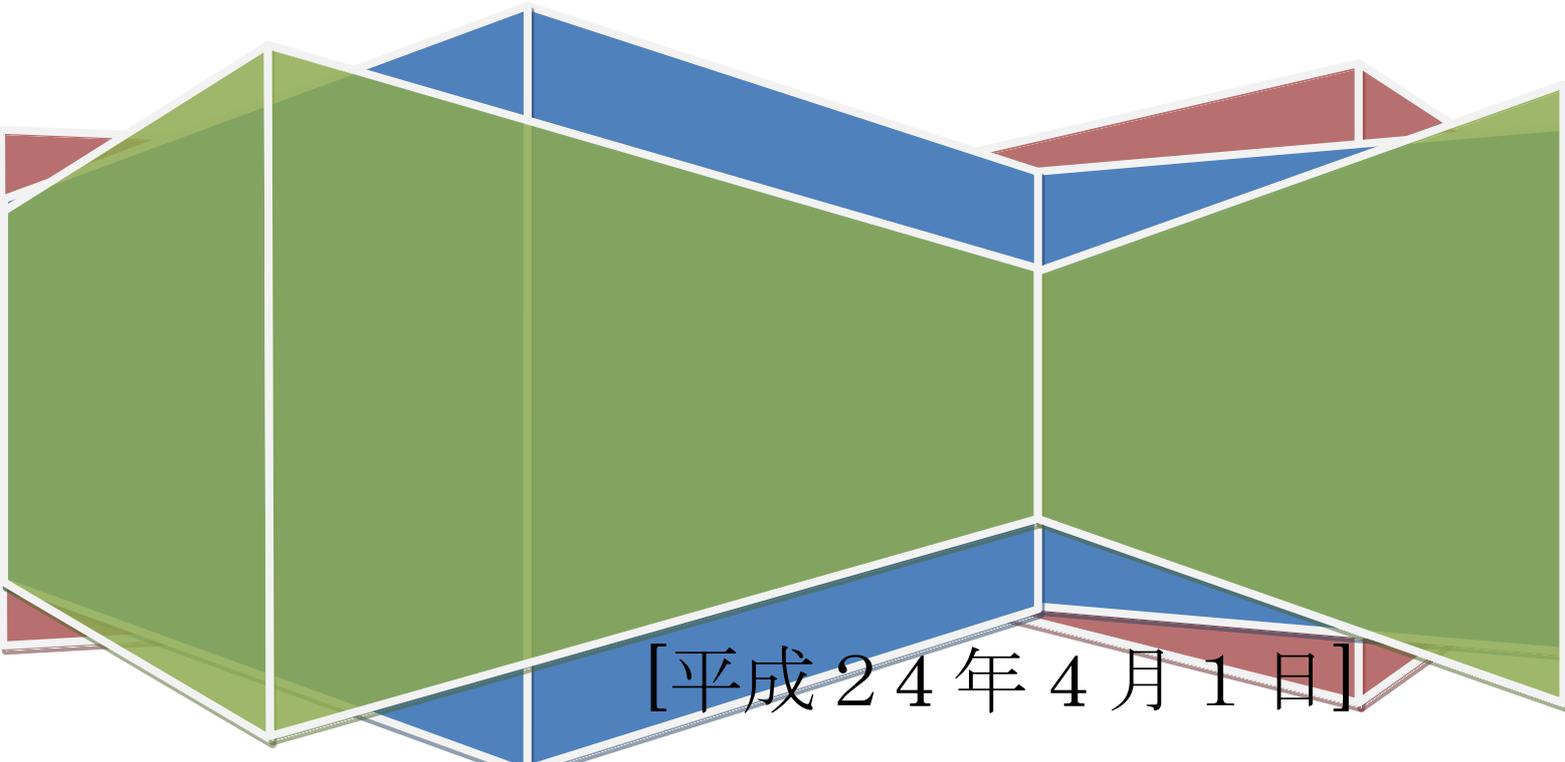


虹ヶ丘自治会規約・規定

1. 虹ヶ丘自治会規約
2. 慶弔規定
3. 自治会館使用規定
4. 自治会館修繕積立金規定
5. 虹ヶ丘自主防災隊規約
6. 参考資料
 - 1) 自主防災隊の組織と役務分担
 - 2) 役員ならびに班長の役務の手引き



[平成24年4月1日]

虹ヶ丘自治会規約

(名 称)

第1条 本会は自治会法人虹ヶ丘自治会と称する。

(事務所)

第2条 事務所は相模原市中央区陽光台7-6-16番地虹ヶ丘自治会館内に置く。

(管理区域)

第3条 本会の管理区域は陽光台6、7丁目の区域とする。

(目 的)

第4条 本会は、会員相互の親睦及び連絡、環境の整備、福祉の増進、防災並びに集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資するため地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(会員資格)

第5条 本会の会員となれる者は、第3条に定める区域及び隣接する区域に居住する個人とする。また、下記のような特別の場合は賛助会員として入会を原則とする。

- (1) マンション、アパート経営者
- (2) 店舗、事務所、営業所など
- (3) その他、上記に準ずる者

(入 会)

第6条 前条の個人から本会への申込みがあった場合には、本会は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第7条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第5条に定める管理区域内に居住しなくなるとき。
 - (2) 本人から退会届が会長に提出されたとき。
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(事 業)

第8条 本会は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 親睦に関すること。
- (2) 防犯・防災等に関すること。
- (3) 交通安全、衛生等生活環境の向上に関すること。
- (4) 社会福祉活動に関すること。
- (5) 官公署に対する協力に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

(役員構成)

第9条 本会に次の役員並びに班長を置く。

役員

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 総務 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 館長 1名
- (6) 役員 若干名

班長・・・・・・定数名

- 2 役員の定数については、当該年度の役員会の決議で変更することが出来る。

(役員を選出)

第10条 役員並びに班長の選出は下記による。

- (1) 会長の選出については選挙管理委員会を設置し選挙管理業務を委託する。
- (2) 選挙管理委員長は役員会が推薦する。
- (3) 選挙管理委員は副班長より若干名選出する。
- (4) 会長は、全会員の選挙とすることを原則とし、立候補者が1名のときは無投票当選とする。
- (5) 立候補者がいない場合は、推薦委員会を設置し会長選出にあたる。
- (6) 推薦委員には選挙管理委員があたる。
- (7) 役員は会長の推薦によって決定し総会で承認する。
- (8) 班長は、班ごとに十分な話し合いを行い適正な方法で選出する。
- (9) 班長に欠員を生じたときは、その班より直ちに補充するものとする。
ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(役員任期)

第11条 役員並びに班長の任期は、それぞれ1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、会長の留任は特に妨げない。

(役員任務)

第12条 会長は会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あったときはこれを代行するとともに役員と諸行事の企画、立案に参画し班長の役務を援助する。
- 3 総務は本会の庶務を総括する。
- 4 会計は本会の収支に係わる一切の業務をつかさどる。
- 5 館長は会長より委任を受け次の任務を行う。
 - (1) 会館の維持・運営に関すること。
 - (2) 資産に関する帳簿等の整備及び管理に関すること。
- 6 役員は会長、副会長を補佐し諸行事の企画、立案に参画し班長の役務を援助する。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、班長会議の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は、自治会活動及び運営に対して相談に応じ、意見を述べることができる。
- 4 任期は（役員の任期）第11条に準ずる。

(会 議)

第14条 本会の会議は総会、役員会、班長会、班会とする。

- 2 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。
- 3 総会を除き会議の議長は、役員会で推薦し班長会で決定する。
- 4 総会は構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）によって成立し、議事は出席者の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところとする。なお、議決権の行使は1世帯1名とする。

(総 会)

第15条 定期総会は毎年3月に開催し、会長が召集する。

- 2 臨時総会の開催は、会長及び役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上の要請があったときに会長が召集する。

(総会の議決事項)

第16条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 予算および決算
- (2) 資産管理報告
- (3) 事業報告および事業計画
- (4) 規約の制定および改廃
- (5) 役員の選任
- (6) その他役員会が必要と認めた事項

(総会の議長の選出)

第17条 総会の議長は、出席した会員の中から選出する。

(役員会)

第18条 役員会は会長、副会長、総務、会計、館長、役員で構成し、会長が随時に召集して、次の事項を協議する。

- (1) 会務の運営と執行に関すること。
- (2) 総会に付議する事項に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(班長会)

第19条 班長会は月1回開催し、第16条の諸事項について決議する。また、会長が必要と認めるときは臨時に開くことができる。

(班 会)

第20条 班会は、班長が必要に応じ開催し、会員相互の連絡と親睦を図ることを目的とする。

(班長の役務)

第21条 班長は、会長の依頼を受け次の専門部の役務をつかさどる。

役員及び班長が他の役務を兼ねることを妨げない。ただし、会計監査は兼務を認めない。

- (1) 広 報 情報の収集伝達等、広報に関すること。
- (2) 交 通 交通安全指導等、交通に関すること。
- (3) 環 境 公園、ふれあい広場、子どもの広場に関すること。
- (4) 防犯・防災 防犯及び危険箇所の点検並びに防災に関すること。
- (5) 福 祉 福祉活動ならびに募金等に関すること。
- (6) 文 化 文化サークル、レクリエーション等、文化活動に関する
こと。
- (7) 体 育 競技参加、運動会など、健康増進と体育に関すること。
- (8) 会館管理 自治会館の管理に関すること。

(会費等)

第22条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。ただし必要により臨時会費を徴収する場合は、総会にはかり決定する。

- 2 会費は1世帯1か月 500円とし、毎月末日までに班長が徴収し会計に納付する。但し、1年分を一括または分割徴収し納付することも可とする。
- 3 新に本会に入会する者は次の入会金を班長が徴収し、会計に納付する。
 - (1) 個人会員 2,000円
 - (2) 賛助会員 2,000円

(会費の減免)

第23条 会員及び、新たに会員になろうとする者で、次の各号の一つに該当する場合には、申し出により会費及び入会金を減免することが出来る。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 災害、不慮の事故等で著しく家計を圧迫した場合
- (3) その他会長が認めた者

(会 計)

第24条 会計報告は、班長会には随時、会員には総会時に報告しなければならない。

- 2 会員は随時、会計簿の閲覧ができる。

(会計年度)

第25条 会計年度は、第11条に規定する委員の任期に準ずるものとする。

(資産の構成)

第26条 本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第27条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第28条 本会の資産で、第26条(1)に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において会員の3分の2以上の同意を要す。

(会計及び資産帳簿の整備)

第29条 会長は本会の収入、支出及び資産の目的の状況を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備しておかなければならない。

- 2 会員が前項の帳簿の閲覧を請求した時は、これを閲覧させなければならない。

(会計監査委員の選出)

第30条 会計監査委員は、役員会の推薦にもとづき選出する。

(会計監査委員の職務と任期)

第31条 本会の会計及び資産の状況を監査し、総会において報告する。

- 2 会計及び資産の状況について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
- 3 任期は(役員の任期)第11条に準ずる。

(規約の変更)

第32条 この規約は、総会において、会員の3分の2以上の同意を得、かつ相模原市長に届け出をしなければならない。

(備付帳簿及び書類)

第33条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(慶 弔)

第34条 会員の慶弔に係わる支給金等は別に定める。

(自治会館使用規定)

第35条 会館の使用規定は別に定める。

(修繕積立金規定)

第36条

「自治会館の修繕」及び「こどもの広場の現状復帰」に関する修繕積立金規定は別に定める。

(委 任)

第37条 この規約の施行に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
(旧規約の廃止)
- 2 虹ヶ丘自治会規約(昭和45年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 平成15年3月 字句修正
- 4 平成19年3月 班編制見直しに伴う改定及び、班長、役員の役務及び不整合条項の修正
- 5 平成20年3月 「自治会館の修繕」及び「こどもの広場の現状復帰」に関する修繕積立金規定制定
- 6 平成22年3月 顧問及び相談役条項の新設
- 7 平成23年3月 虹ヶ丘自主防災隊規約の新設
- 8 平成24年3月 「自治会館の修繕」及び「こどもの広場の現状復帰」に関する修繕積立金規定の名称及び内容の見直し

慶 弔 規 定

第1条 会員（世帯主）並びに会員の家族の死亡のとき。

- (1) 会 員 10,000 円
- (2) 家 族 5,000 円

第2条 会員（世帯主）並びに会員の家族が1ヶ月以上入院したとき。

- (1) 会 員 3,000 円
- (2) 家 族 3,000 円

第3条 会員（世帯主）に災害が生じたときは、その都度、役員会にはかり見舞金を支給する。

(委 任)

第4条 この規約の改廃及び細部事項は役員会の決議により定める。

付 則

1 この規定は平成12年4月1日より施行する。

(旧規約の廃止)

2 虹ヶ丘自治会慶弔規定（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

虹ヶ丘自治会館使用規定

(目的)

第1条 この規定は、虹ヶ丘自治会（以下自治会という）が管理する自治会館及び備品（以下自治会館等という）使用の公正を期し、的確な管理を行う為に定める。

(使用許可)

第2条 自治会館等を使用する者は、所定の自治会館等使用許可申請を会館を管理する館長に提出して承認を受け、使用時に自治会館等使用許可書を会館管理担当班長に提出して、鍵と引き換える。

(使用料)

第3条 会館の維持管理のために次の使用料を徴収する。

	1階	2階和室	第一会議室	第二会議室
午前 8:00～12:00	¥2,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000
午後 12:30～17:00	¥2,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000
夜間 17:30～22:00	¥2,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000
終日 8:00～22:00	¥4,000	¥2,000	¥2,000	¥2,000

(1) 有 料

- ① 自治会員であっても、「会社・商店、等の営利を目的とした会議、集会、講習会」など、または 「有料の講習会、研修会、各種教室、サークル活動」、並びに 「宗教団体等 各種団体」が使用する場合。
- ② 非自治会員の個人又は各種団体の利用。
- ③ 「営利を目的としない個人又は各種団体」が利用する場合で、「自治会員と非自治会員が混在して使用する場合」。
 - ☆ 自治会員は無料とするが、「非自治会員」に就いては、1名について、
¥100円/半日を徴収する。
 - 但し、上表の金額を上回る場合は、上表の金額を上限とする。
- ④ 自治会員の不祝儀については下記とする。

	1階	2階和室	第一会議室	第二会議室
終日	¥2,000	¥1,000	¥1,000	¥1,000

- ⑤ 非自治会員の不祝儀については下記とする。

	1階	2階和室	第一会議室	第二会議室
終日	¥30,000	¥5,000	¥5,000	¥5,000

(2) 無 料

- ① 自治会が主催し又は共催する諸会議・諸活動及び自治会役員会、班長会、
- ② 班会、育成会、虹寿会、各部会
- ③ 自治会員が、会員相互の親睦を目的とした「諸会合」「各種同好会」「諸サークル活動」など。
但し、自治会員と非自治会員が混在して使用する場合は、(1) ③項の規定による。
- ④ 自治会員が、災害、突発事故等が発生した場合。(但し、7日間を限度とする)

(3) 注意事項

使用料は前納とし、消耗品(茶、その他)等は使用者の負担とする。

(清掃並びに現状復帰)

第4条 自治会館等の使用者は、各部屋の廊下、床、流し、便所等の清掃、及び食器類の洗浄を確実にを行うと共に、机、椅子、及び座布団等は元の位置に現状復帰させること。

(戸締まり)

第5条 自治会館等の使用責任者は、火気及び施錠を確認したのち、会館管理担当班長の検閲を得、鍵を速やかに返納すること。

(賠償)

第5条 自治会館等の損傷が使用者の責めに帰す時は、館長の請求により、使用者は原形に復さなければならない。

(立入り制限)

第6条 安全を確保する為に、許可無く屋上への立入りを禁止する。

(委任)

第7条 この規約の改廃及び細部事項は役員会の決議により定める。

附 則

- 1 虹ヶ丘自治会館等使用細則(昭和63年5月7日施行)は廃止し、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成13年6月1日より一部改正し施行する。

自治会館修繕積立金規定

(目的)

第1条 この規定は、虹ヶ丘自治会（以下自治会という）が管理する「自治会館の修繕または改築」に関する積立金（以下「修繕積立金」という）について規定する。ただし、「こどもの広場」として、新たな契約が締結された場合は、「こどもの広場の整備及び現状復帰」を加えるものとする。

(積立)

第2条 自治会は修繕積立金を、「一般会計」の自治会費と「夏祭り」特別会計より積立てるものとし、積立額は次の各号に掲げる金額とする。

(収入)

第3条 修繕積立金の積立額は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 「一般会計」 積立額：1,400,000円（年）
2. 「夏祭り」特別会計 積立額：200,000円（年）
3. 積立総額 1000万円を目途とする。

(2) 前項1、2については、自治会の歳入状況及び天候等の理由により開催が出来なかった場合等には、この限りとせず最善（減額等）の方法とする。

(取り崩し)

第4条 積立てた修繕積立金の取り崩しは、「自治会館の修繕または改築」及び、第1条ただし書きの場合に限って取り崩すことができ、次の各号に掲げる場合とする。

(自治会館)

1. 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
2. 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
3. 改造、改築または、敷地の改良改善
4. 改造、改築に係る調査
5. その他自治会館及び敷地部分等の管理に関し、特別に必要となる費用

(2) 第1条 ただし書きの場合は、次の各号とする。

1. こどもの広場整備に関する費用
2. こどもの広場の返却に伴う、樹木撤去および、物置の移設に関する諸費用
3. 土地の現状復帰に要する費用
4. 代替地の取得または、賃貸に必要となる費用

(3) 取り崩しの決定は、総会にて決定する。

(会計帳簿の整備)

第5条 修繕積立金の管理は、「一般会計」及び「夏祭り」特別会計とは別に修繕積立金として、会計帳簿を整備して管理するものとする。

(規定の改廃)

第6条 本規定の改廃は、総会の決議による。

(付則)

- 1 この規定は平成20年4月1日より施行する。
- 2 平成24年3月 規定名称の変更及び積立金額条項の変更ならびに字句訂正

虹ヶ丘自主防災隊規約

【名称】

第1条 この自主防災組織の名称は、虹ヶ丘自主防災隊（以下自主防災隊と略す）と称する。

【目的】

第2条 自主防災隊は、災害対策基本法及び地域防災計画の規定により、「私たちの町は私たちが守る」を基本に自主的な防災活動を行い、災害（地震、風水害等）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

【事業】

第3条 自主防災隊は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及、情報収集に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集、情報伝達、初期消火、救出・救護、避難、誘導、応急手当等に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 防災機材の備蓄に関すること。
- (5) 行政機関、自治会連合会、地域で組織された自主防災組織と相互に協力し、連携をとること。

【隊員の構成】

第4条 隊員は①正規隊員、②準隊員、③ボランティア隊員、④専門ボランティア隊員で構成する。

- ①正規隊員は「平常時」「災害時」共に活動する隊員で、応募又は推薦を受けた者。
- ②準隊員は「平常時」「災害時」共に活動する隊員で、自治会の役員及び班長が当たる。
- ③ボランティア隊員は「災害時」に防災活動を支援する隊員で、応募又は推薦を受けた者。
- ④専門ボランティア隊員は、看護および介護有資格者・消防士・防災訓練研修修了者等の資格を所有する技術者・技能者で、主に「災害時」に活動する専門の隊員で、応募又は推薦を受けた者。

【役員】

第5条 自主防災隊には次の役員を置く事が出来る。

- (1) 会 長 1名（自治会会長が務める）
- (2) 隊 長 1名
- (3) 副隊長 2名（内1名は自治会副会長とする）
- (4) 会 計 1名
- (5) 班 長 7名（情報伝達班長、初期消火班長、救出・救護班長、災害弱者援
班長、給食・給水班長、避難所運営班長、避難誘導班長）

- (6) 副班長 必要により
- (7) 会計監査 1名（自治会監査役）
- (8) 指導員 若干名（消防署経験者、消防団員、専門ボランティア隊員等）

【任期】

第6条 役員の任期は2年とする、但し、自治会役員・班長は1年とし再任を妨げない。

【任務】

第7条 任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は自治会の代表として災害時関係部署と調整を行う。
- (2) 隊長は、自主防災隊を代表し、第3条各号の定める業務の指導をとる。
- (3) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故あるとき又は不在のときは、その職務を行う。
- (4) 会計は、防災隊の出納事務を行う。
- (5) 班長は、担当班の任務遂行及び隊職務を行う。
- (6) 副班長は、班長を補佐し、班長不在のときはその職務を行う。
- (7) 隊員は、班長のもと任務遂行及び隊職務を行う。
- (8) ボランティア隊員は、班長の指揮の下職務を行う。
- (9) 会計監査は、会計を監査する。
- (10) 指導員は、訓練、器具取扱い等会員に指導する。

【会議】

第8条 防災隊の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、全体会とする。他に班会議を設ける。

- (1) 定期総会は年1回開催する。（原則として自治会の定期総会時）
- (2) 臨時総会は、隊長及び役員会が必要と認めたとき、召集する。
- (3) 役員会は、必要に応じて隊長が召集し、過半数の出席を必要とする。
- (4) 全体会は、事業を行う前の全体会議で、必要に応じて隊長が召集する。
- (5) 隊長は会議の長となり、議事を進行する。
- (6) 上記会議の議事は、出席者の半数で決し可否同数の時は、議長の採決による。
- (7) 班会議は、班長が必要に応じて班員を召集し、行うこととする。

【防災計画】

第9条 自主防災隊は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

防災計画は次の事項について定める。

- (1) 自治会・他地域を含め防災計画全般に関する企画・立案に関すること（連携）。
- (2) 防災組織の編成、及び任務分担に関すること。
編成にあたり自治会会員から「ボランティア隊員」を募集して登録し組織として編成する。
- (3) 防災知識の普及に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。

- (5) 防災機材の購入・備蓄に関すること。
- (6) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、出火防止、救出・救護、誘導・避難、炊出し、避難所設置・運営等に関すること。
- (7) 虹ヶ丘自治会内の避難誘導に関すること。
災害時、弱者救済のための情報提供及び管理に関すること。
- (8) その他必要とする事項

【会計】

第10条 防災隊の運営に関する費用は、自治会の補助及びその他の収入をもって充てる。

【会計年度・会計報告】

第11条 防災隊の、会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。
会計報告は自治会総会において隊長より会員に書面等で報告する。

【監査】

第12条 防災隊の会計監査は、毎年1回監査が行う。但し必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

【雑則】

- (1) この規約に定めない事項で、防災隊の運営に必要な事項は、隊長が役員会に諮り定める。

【付則】

- (1) 虹ヶ丘自主防災隊の会長は、虹ヶ丘自治会長とする。
- (2) この規約は平成23年4月1日から施行する。

自主防災隊の組織と役割分担

